

**第 1 8 回**

**浜坂町・温泉町**

**合 併 協 議 会**

**平成 1 7 年 4 月 2 7 日 (水)**

**浜坂町・温泉町合併協議会**

## 第 18 回浜坂町・温泉町合併協議会次第

日 時 平成17年4月27日(水) 13:30~  
場 所 温泉町 夢ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

4 議 題

(1) 報告事項

報告第35号

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を  
変更する協議書について

報告第36号

新町特別職等報酬等検討委員会設置規程について

報告第37号

浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する  
規程について

報告第38号

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を改正する  
規程について

(2) 協議事項

協議第71号

新町町章選定委員会設置要綱について

5 その他

6 閉 会

# 会 議 資 料

## 資 料 索 引

報 告 第 3 5 号	浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について	P 1 ~ P 3
報 告 第 3 6 号	新町特別職等報酬等検討委員会設置規程について	P 4 ~ P 6
報 告 第 3 7 号	浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について	P 7 ~ P 8
報 告 第 3 8 号	浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について	P 9 ~ P 1 3
協 議 第 7 1 号	新町町章選定委員会設置要綱について	P 1 4 ~ P 1 7
参 考 資 料	合併に伴う事務手続き等の流れ	P 1 8

報告第35号

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する  
協議書について

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書につ  
いて報告する。

平成17年4月27日報告

浜坂町・温泉町合併協議会  
会 長 陰 山 毅

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書  
について

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議  
書を取り交わしたので、別紙のとおり報告する。

平成 年 月 日承認

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の  
一部を変更する協議書

浜坂町、温泉町は、平成15年10月17日締結した浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を、次のとおり変更する。

別表4中

「

学識経験を有する者	浜坂町	木谷重幸	
		熊本恭乃	
		中井登	
		中田雄久	
		西垣晋輔	

」

を

「

学識経験を有する者	浜坂町	上島康彦	
		太田昭雄	
		尾崎靖	
		谷田一富	
		西垣洋子	

」

に変更する。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、2町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成17年3月31日

美方郡浜坂町浜坂2673番地の1

浜坂町長 陰山毅

美方郡温泉町湯1604番地

温泉町長 馬場雅人

〈参考資料〉

浜坂町・温泉町合併協議会委員・顧問・監査委員名簿

平成17年3月31日

規約第7条第1項	氏名	職名・出身町	備考
1号委員 (町長)	陰山毅	浜坂町長	会長
	馬場雅人	温泉町長	副会長
2号委員 (議長・議員)	田中満穂	浜坂町議会議長	副議長
	岡坂峰雄	浜坂町議会議員	
	平澤輝實	浜坂町議会議員	
	西村敏弘	浜坂町議会議員	
	幸賀毅	温泉町議会議長	議長
	西脇明	温泉町議会議員	
	田中要	温泉町議会議員	
	西村公子	温泉町議会議員	
3号委員 (学識経験者)	上島康彦	浜坂町	
	太田昭雄	浜坂町	
	尾崎靖	浜坂町	
	谷田一富	浜坂町	
	西垣洋子	浜坂町	
	朝野美喜代	温泉町	
	岡田衆二	温泉町	
	田中董	温泉町	
	中井功	温泉町	
	中井祥三	温泉町	
規約第8条第1項顧問	丸上博	兵庫県議会議員	
	西村良二	但馬県民局長	
規約第14条第1項 監査委員	高岡昌男	浜坂町監査委員	
	北村英一	温泉町監査委員	

報告第36号

新町特別職等報酬等検討委員会設置規程について

新町特別職等報酬等検討委員会設置規程について報告する。

平成17年4月27日報告

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 陰山 毅

新町特別職等報酬等検討委員会設置規程について

新町特別職等報酬等検討委員会設置規程を別紙のとおり制定したので報告する。

平成 年 月 日承認

## 新町特別職等報酬等検討委員会設置規程

### (設置)

第1条 浜坂町及び温泉町(以下「2町」という。)は、合併して設置される新町(以下「新町」という。)の議会議員等の報酬の額及び常勤の特別職等の給料等の額(以下「報酬等の額」という。)を検討するにあたり、新町特別職等報酬等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (諮問及び所掌事項)

第2条 2町の長(以下「町長」という。)が報酬等の額を検討するにあたり、町長の代表は委員会に諮問するものとする。

2 委員会は、前項の諮問に関して、審議し、答申するものとする。

### (委員及び組織)

第3条 委員会は、各町長から推薦のあった各町4人をもって組織する。

2 町長の代表は、前項により推薦のあった者を、委員として委嘱する。

3 委員の任期は、当該諮問に係る答申が終わったときに終了する。

### (会長等)

第4条 委員会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 会長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、町長の代表が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

### (関係者の出席)

第6条 会長は、必要と認めるときは、議事に関係のある者を会議に出席させ、説明を求め、意見を聴取することができる。



(報酬等)

第7条 委員会の委員の報酬、費用弁償及び公務災害補償については、浜坂町・温泉町合併協議会委員の例による。

(庶務)

第8条 会務の庶務は、合併協議会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が協議の上、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月14日から施行する。

報告第37号

浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について

浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について報告する。

平成17年4月27日報告

浜坂町・温泉町合併協議会  
会長 陰山 毅

浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について

浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程を別紙  
のとおり定めたので報告する。

平成 年 月 日承認

浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程

浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

区 分	職 名		
浜 坂 町	助 役	企画総務課長	企画総務課課長補佐 兼企画係長
温 泉 町	助 役	総 務 課 長	企画観光課長

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

報告第38号

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について報告する。

平成17年4月27日報告

浜坂町・温泉町合併協議会  
会 長 陰 山 毅

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 年 月 日承認

## 浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 合併の準備に関すること。

第3条第3項の別表中総務系の項分掌事務欄第13号を第16号とし、第12号の次に次の3号を加える。

13 新町の事務組織、事務分掌に関すること

14 新町の予算編成に関すること

15 合併の記録に関すること

第3条第3項の別表中計画系の項分掌事務欄第2号の次に次の2号を加える。

3 合併移行準備に関すること

4 過疎地域自立促進計画に関すること

第3条第3項の別表中調整系の項分掌事務欄第21号の次に次の5号を加える。

22 各種事務事業の一元化に関すること

23 一部事務組合の加入手続きに関すること

24 公共的団体等との連絡調整に関すること

25 特別職等の報酬等検討委員会に関すること

26 例規の整備に関すること

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程（改正後）

### （趣旨）

第1条 この規程は、浜坂町・温泉町合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、浜坂町・温泉町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 合併の準備に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

### （職員等）

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、主幹、係長その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に質するため、必要に応じて兵庫県職員を助言者として派遣要請することができるものとする。

3 分掌事務は、別表のとおりとする。

### （職員の職務）

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 係の統括及び連絡、調整
- (2) 国県との連絡及び調整
- (3) 事務局長の職務補佐
- (4) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 主幹及び係長は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 係に属する業務の調整
- (2) 係に属する職員の指揮監督

### （決裁）

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第7条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、協議会事務所所在町の文書取扱規程等の規定を準用する。

(職員の服務)

第8条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、協議会事務所所在町の例による。

(給与)

第9条 職員の給与については、それぞれの所属する町の負担とする。

2 職員の旅費については、協議会事務所所在町の例により協議会が支給する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

係名	分掌事務
総務係	1 庶務及び会計に関すること 2 予算編成に関すること 3 合併の諸手続きに関すること 4 協議会の会議に関すること 5 合併に係る広報に関すること 6 合併に係る資料の編纂に関すること 7 人事に関すること 8 報酬等支給に関すること 9 合併の方式に関すること 10 合併の期日に関すること 11 新町の名称に関すること 12 新町の事務所の位置に関すること 13 新町の事務組織、事務分掌に関すること 14 新町の予算編成に関すること 15 合併の記録に関すること 16 その他他の係に属さないこと
計画係	1 新町建設計画に関すること 2 財政計画に関すること 3 合併移行準備に関すること 4 過疎地域自立促進計画に関すること
調整係	1 財産の取扱いに関すること 2 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること 3 地方税の取扱いに関すること 4 一般職の職員の身分の取扱いに関すること 5 特別職（各種行政委員会の委員を含む）の身分の取扱いに関すること 6 事務機構及び組織の取扱いに関すること 7 一部事務組合等の取扱いに関すること 8 公共的団体等の取扱いに関すること 9 町名・字名の取扱いに関すること 10 慣行の取扱いに関すること 11 その他総務文教関係に関すること 12 国民健康保険事業の取扱いに関すること 13 介護保険事業の取扱いに関すること 14 消防団の取扱いに関すること 15 その他民生福祉事業の取扱いに関すること 16 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること 17 その他産業建設事業の取扱いに関すること 18 条例、規則等の取扱いに関すること 19 使用料、手数料等取扱いに関すること 20 補助金、交付金等の取扱いに関すること 21 電算システムに関すること 22 各種事務事業の一元化に関すること 23 一部事務組合の加入手続きに関すること 24 公共的団体等との連絡調整に関すること 25 特別職等の報酬等検討委員会に関すること 26 例規の整備に関すること
電算・情報係	1 電算システム統合に関すること 2 地域情報化に関すること



協議第71号

新町町章選定委員会設置要綱について

新町町章選定委員会設置要綱について提出する。

平成17年4月27日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 陰山毅

新町町章選定委員会設置要綱について

新町町章選定委員会設置要綱を別紙のとおり定める。

平成 年 月 日確認・継続審議

## 新町町章選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 新温泉町の町章を選定するため、「新町町章選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整を行うことを目的とする。

(1) 新町町章候補の選定

(2) その他、上記選定に関し委員会の運営上必要な事項

### (構成)

第3条 委員会は委員5名で構成する。

(1) 浜坂町・温泉町合併協議会の委員 2名

(2) 協議会会長が推薦する有識者 3名

2 委員会は必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

### (会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、随時、開催するものとする。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、浜坂町・温泉町合併協議会事務局において処理する。

### (解散)

第7条 委員会は、その目的を達成したときをもって解散する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は合併協議会会長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年4月27日から施行する。

## 新町町章募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜坂町と温泉町が平成17年10月1日に合併して誕生する「新温泉町」(以下「新町」という。)の町章を募集して、新町のイメージにふさわしい町章を制定することを目的とする。

(募集する町章)

第2条 募集する町章は、次のとおりとする。

- (1) 新町のまちづくりの将来像である「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」にふさわしい町章であること。
- (2) 町旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色を含めて4色以内とする。なお、グラデーション(ぼかし、濃淡の段階的な変化)は不可とする。
- (4) 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- (5) 自作の未発表作品であること。
- (6) 他の市町村章及び商標等と類似しないデザインであること。

(募集方法)

第3条 募集方法は、公募とする。

(公募期間)

第4条 公募の期間は、平成17年5月23日(月)から平成17年6月23日(木)までとする。(郵送の場合は締め切り当日消印有効とする。)

(応募方法等)

第5条 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

- (1) 応募資格は問わないものとする。
- (2) 同一人の応募は、何点でも可能とする。
- (3) 応募は、応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚につき、1作品とする。
- (4) 応募に当たっては、用紙の表面に「町章のデザイン」、「図案の趣旨」を記載し、裏面には「郵便番号」、「住所」、「氏名(ふりがな)」、「年齢」、「性別」、「電話番号」を記載すること。
- (5) 応募は、持参又は封書による郵送とする。(Eメールによる応募は受け付けません)
- (6) 応募先は、浜坂町・温泉町合併協議会事務局又は浜坂町、温泉町の合併担当課とする。

(選定方法)

第6条 応募された作品は、新町町章選定委員会において選考し、浜坂町・温泉町合併協議会で最優秀作品(採用作品)1点を選定する。

(賞金)

第7条 応募された作品の中から、次の賞を決定し、賞金を贈呈する。

(1) 最優秀賞(採用作品) 1点20万円

(2) 優秀賞 2点3万円

(入賞発表)

第8条 浜坂町・温泉町合併協議会だより、ホームページ等で公開するとともに、入賞者には、通知する。

(著作権等)

第9条 応募作品並びに採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。

(1) 採用作品に関する一切の権利は、浜坂町・温泉町合併協議会及び新町に帰属するものとする。

(2) 採用作品を使用するに当たっては、作品に若干の変更を加える場合又はモノクロで利用する場合がある。

(3) 応募作品については、返却しない。

(その他)

第10条 その他、新町町章の選定に関し必要な事項については、浜坂町・温泉町合併協議会において定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月27日から施行する。

合併に伴う事務手続き等の流れ

合併期日：平成17年10月1日

項目	事務処理	予算・決算関係	協議会・議会関係等
H17 3月	廃置分合申請		議会定例会 合併関連議案議決
4月	職員説明会		合併協議会
5月	特別職等報酬等検討委員会(適宜) 町章選定委員会(適宜)	新町予算編成方針策定	議会臨時会
6月	特別職等報酬等決定 事務組織の決定 県議会(合併議案議決) 新町例規第2次原案完了	新町予算編成説明会・要求書作成 (旧町決算・新町本予算・新町暫定予算)	議会定例会 補正予算等 合併協議会 組織・機構 特別職等報酬等
7月	住民周知事項の作成 新町例規専決処分案の確定 総務大臣告示	新町予算要求書の提出(電算入力)	
8月	移転作業説明会 新町仮例規集完成	新町予算集計・調整・ヒアリング	合併協議会
9月	県議会(県条例改正)  移転作業  合併協議会解散手続き	新町暫定予算原案作成 支出負担行為等の完了(8/31ま) 仮出納整理期間(9/1～9/30)  新町暫定予算書作成  出納閉鎖期日(打ち切り決算)	町章選定 合併協議会解散等 議会定例会 一組加入・脱退関連議案 合併協議会解散議決 等
10月	新町例規専決処分	新町暫定予算専決処分 決算調製(3ヶ月以内)	開庁式 暫定選挙管理委員会開催 委員長選任、投票日決定 暫定教育委員会開催 委員長、教育長の選任 暫定固定資産評価審査委員会委員選任 農業委員会選挙 議会議員選挙
11月		新町本予算編成(新町長査定) 新町H18年度予算編成説明会	町長選挙 臨時議会 助役、収入役の選任同意 監査委員の選任同意 教育委員の人事の提案・同意 選挙管理委員会の人事提案・同意 固定資産評価委員の人事提案・同意
12月		新町本予算上程 新町H18年度予算要求書の提出	第2回議会定例会